

権利擁護に関する主な相談窓口

あんしんな暮らしのおてつだい

成年後見制度

●地域包括支援センター 一覧

区	相談受付窓口 (設置場所)	センター名	市民専用 フリーダイヤル	電話番号	担当地域の目安(小学校区)
門司	・区役所 ・出張所	門司 1	0120-049233	481-1028	伊川、大積、白野江、柄杓田、松ヶ江北、松ヶ江南
		門司 2	0120-283233	331-2041	小森江東、田野浦、港が丘、門司海青、門司中央
		門司 3	0120-329233	391-2017	小森江西、大里東、大里南、大里柳、西門司、萩ヶ丘、藤松
小倉北	・区役所	小倉北 1	0120-079033	562-2515	足原、霧丘(小倉南区を除く)、桜丘、寿山、雷野
		小倉北 2	0120-127033	562-2516	藍島、足立、貴船、小倉中央、三郎丸、中島、城野(小倉南区を除く)
		小倉北 3	0120-259033	591-3014	到津、井堀、北小倉、中井、西小倉、日明、高見(八幡東区を除く)
		小倉北 4	0120-853033	591-3015	泉台、今町、清水、南丘(小倉南区を除く)、南小倉
小倉南	・区役所 ・出張所 東谷出張所を除く	小倉南 1	0120-349433	475-7392	朽網、曾根、曾根東、田原、貫、東朽網
		小倉南 2	0120-794433	923-7039	葛原、高蔵、沼、湯川、吉田
		小倉南 3	0120-803433	952-5128	北方、城野(小倉北区を除く)、横代、若園、霧丘(小倉北区を除く)
		小倉南 4	0120-086533	923-7052	企救丘、広徳、志井、徳力、長尾、守恒、南丘(小倉北区を除く)
		小倉南 5	0120-189533	451-3109	市丸、合馬、長行、新道寺、すがお
若松	・区役所 ・出張所	若松 1	0120-192133	751-5281	赤崎、小石、修多羅、深町、藤木、古前、若松中央
		若松 2	0120-259133	701-1035	青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島、ひびきの(八幡西区を除く)
八幡東	・区役所	八幡東 1	0120-719133	663-3305	祝町、枝光、高槻、高見(小倉北区を除く)、柳田、ひびきが丘
		八幡東 2	0120-835133	661-5132	大蔵、河内、皿倉、花尾(八幡西区を除く)、八幡
八幡西	・区役所 ・出張所	八幡西 1	0120-379733	601-5402	赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞、ひびきの(若松区を除く)
		八幡西 2	0120-512733	644-7623	永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝
		八幡西 3	0120-618733	621-5032	青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野
		八幡西 4	0120-729733	621-5053	黒畑、黒崎中央、筒井、鳴水、花尾(八幡東区を除く)
		八幡西 5	0120-059833	611-5063	大原、上津役、塔野、中尾、八兒
		八幡西 6	0120-139833	617-2752	池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘
戸畑	・区役所	戸畑 1	0120-209833	861-2166	あやめが丘、戸畑中央、中原
		戸畑 2	0120-199533	861-2165	一枝、大谷、鞆ヶ谷、天籟寺、牧山

●高齢者・障害のある人の権利擁護に関すること

各区高齢者・障害者相談コーナー		専門機関等	
区	電話	名称・電話	主な内容
門司区	321-4800	家庭裁判所……………561-3431	成年後見制度に関する相談
小倉北区	582-3430	法テラス……………050-3383-5506	法律に関する情報提供業務
小倉南区	952-4800	一般社団法人北九州成年後見センター「みると」……………884-0501	成年後見制度に関する相談 法人後見事業に関する受任
若松区	751-4800	北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター「らいと」……………882-4914	地域福祉権利擁護事業に関する相談 法人後見事業に関する受任
八幡東区	671-4800		
八幡西区	645-4800		
戸畑区	881-4800	北九州市障害者基幹 相談支援センター……………861-3045	障害のある人やその家族・関係者 からの様々な相談



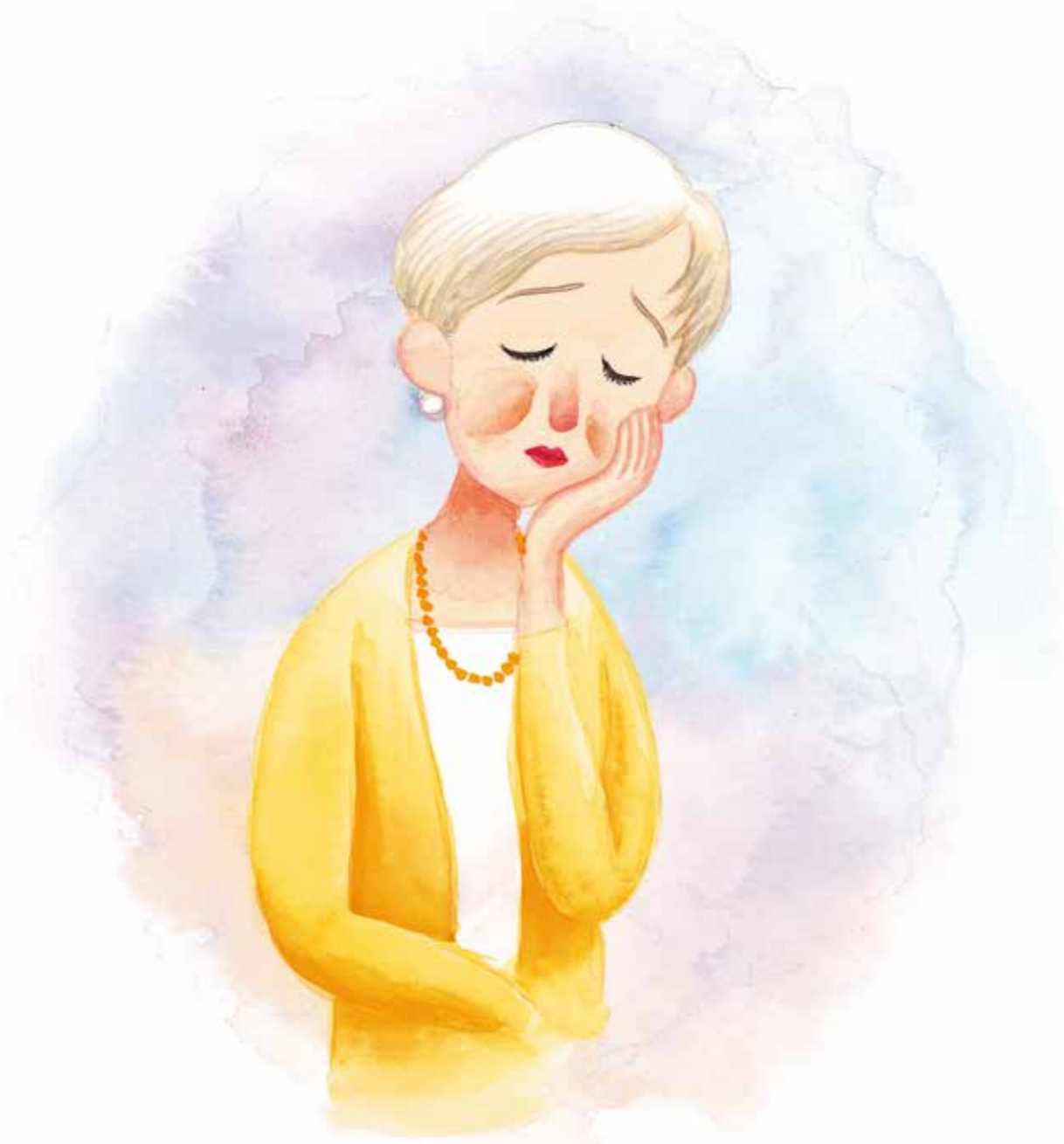
この冊子は、みなさまからお寄せいただいた資金等で作っています。
※送付をご希望の方は、実費(一部100円+送料)をご負担ください。



サチコさんは84歳。

昨年、ご主人を亡くされて
まだ、その悲しみから
立ち直れないままの日々が
続いていました。



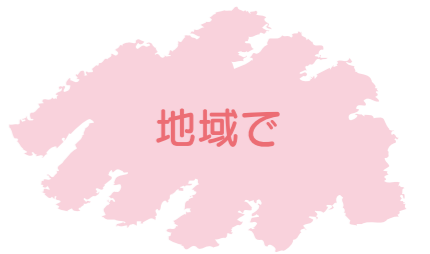


サチコさんはこのごろ不安になりはじめました。
ものわすれが多くなって
たいせつな通帳を何度かなくしてしまったのです。
訪問してきた業者にすすめられるまま必要のない
高価なフトンなどを買ってしまったことも数回ありました。
こどものいないサチコさんは

「この先、ひとりで、どうしたらいいのかしら…」

と不安で不安で、眠れなくなりました。

そんなようすを心配していた
民生委員の田中さんと福祉協力員の阿部さんは
近くにある地域包括支援センターに
相談することをすすめました。



民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。
概ね200～400世帯に1人配置され、自らも地域の一員として、
地域住民の身近な相談相手となり、行政をはじめ適切な支援や
サービスへの「つなぎ役」としての役割などを果たしています。

福祉協力員

社会福祉協議会が進める住民主体の支え合いのしくみ「ふれあ
いネットワーク活動」におけるボランティア活動者です。
概ね50～100世帯に1人配置され、民生委員・児童委員と協力
し、援助が必要と思われる世帯などへの見守りを行っています。

地域 包括支援 センターで

サチコさんは、民生委員の田中さんに案内してもらい地域包括支援センターをはじめたはずねました。職員鈴木さんは「そんな不安を持っている人を守るために《成年後見制度》という法律のしくみがありますよ」と教えてくれました。鈴木さんは、「成年後見制度」を利用すると、どんなことがしてもらえるのか説明してくれました。財産の管理や、福祉サービスなどの契約をしてもらえること、だまされて買ったものの契約を取消すことができること。

地域包括支援センター

市が設置する「地域包括支援センター」とは、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して送ることができるように保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じる「総合相談窓口」です。



北九州成年後見 センター 「みりと」で



サチコさんは、「そんなことをしてくれる人がいたら、あんしんだわ」と思いました。手続き方法等もっと詳しい話を聞きたいと思い、地域包括支援センターの職員が紹介してくれた北九州成年後見センター「みりと」に相談に行きました。手続きは自分ですることもできますが、診断書やそろえる書類がたくさんあり、サチコさんは自分ではちょっとむずかしいと思いました。でも、弁護士や司法書士にお願いもできると聞いて、その手続きをすすめることにしました。

北九州成年後見センター「みりと」

専門職によって構成された後見センターで、成年後見制度に関わる一般的な相談や、法人として成年後見人等になることもできます。

家庭裁判所で

サチコさんは、
必要な書類をそろえ、家庭裁判所に
「成年後見制度」の申立てをしました。
家庭裁判所ではサチコさんと話し合いながら、
サチコさんを支えてくれる人を選んでくれると
いうことでした。



家庭裁判所は、サチコさんに
頼れる親族がないため、
社会福祉士のゆう子さんを
「保佐人」と決めました。

家庭裁判所 主として家庭内の紛争や少年事件を取り扱う第一審裁判所

社会福祉士 1987年に定められた国家資格で、専門的知識および技術を用い、福祉に関する相談に応じ、助言、支援、関係者等との連携・調整などを行う専門職です。

成年 後見制度に 守られて

ゆう子さんが正式に保佐人に決まってから、
ゆう子さんはサチコさんの家を定期的に訪問し、
いろんな相談にのってくれたりしています。
保佐人のゆう子さんは、サチコさんのために
サチコさんが苦手な手続きなどをかわって
行うこともできるのです。
閉じこもりがちだったサチコさんに
デイサービスの利用をすすめたのもゆう子さんです。
サチコさんは、今、デイサービスで歌うのが一番の楽しみ。
ともだちもできました。



福祉協力員の阿部さんも
ときどきたずねてくれます。
サチコさんは、ゆう子さんが
保佐人になってから、本当に
安心してくらすことが
できるようになりました。
サチコさんは、ゆう子さんと

「このまま、
住みなれたこの家でずっと
暮らしていければいいね」

と話しています。



もうちょっと「成年後見制度」について理解を深めましょう！

Q.1 「成年後見制度」ってどんな制度ですか？

認知症、知的や精神の障害などの理由で、判断能力に不安がある場合、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の話合い等をするのがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、正しい判断ができず契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するのが、「**成年後見制度**」です。



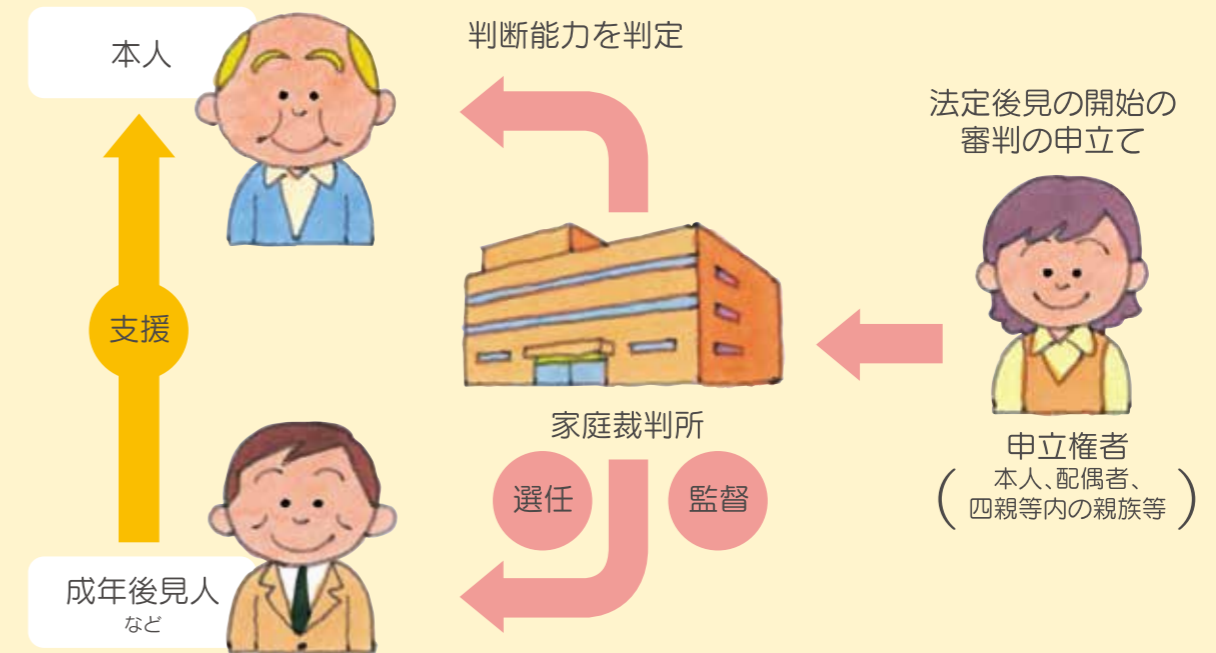
Q.2 「成年後見制度」にはどんな種類があるのですか？

成年後見制度には判断能力が低下した場合に、一定の申立て権者の申立てにより家庭裁判所が成年後見人等を定める「**法定後見制度**」と、判断能力があるうちに自分で後見人等を決めておく「**任意後見制度**」があります。サチコさんが利用したのは「**法定後見制度**」ですね。



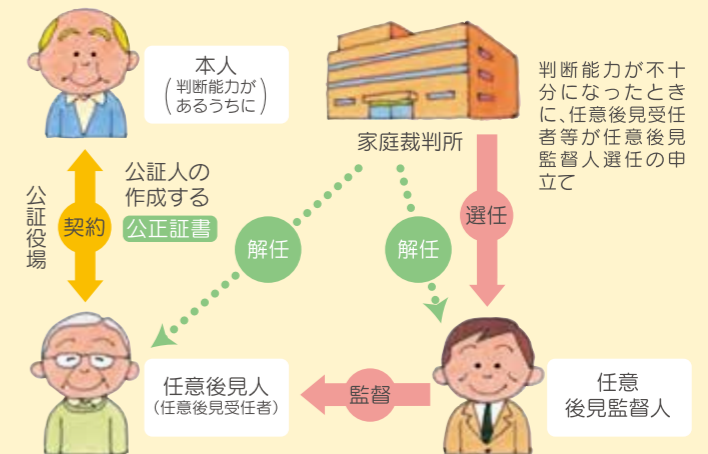
法定後見制度とは

家庭裁判所がご本人に適切な支援者を選びます。ご本人の状況によって、「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3つの種類があり、それぞれに決まった支援者は「**成年後見人**」「**保佐人**」「**補助人**」(まとめて「**成年後見人等**」ということもあります)といいます。



任意後見制度とは

ご本人の判断能力が十分なうちに、あらかじめ、契約により代理人をきめておく制度です。公証役場で公正証書をつくって契約しておきます。



Q.3 どのような人が成年後見人等に選ばれるのですか？

ご親族や、弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士などの「専門職」や「法人」が選ばれることもあります。また、成年後見人等が複数で選ばれることもあります。

Q.4 申立てはどのような人可以できるのですか？

申立てができるのは、ご本人、配偶者、四親等以内の親族等です。ご親族がいない場合は、市町村長が申し立てることもできます。

Q.5 申立ての費用はどのくらいかかりますか？

「後見」「保佐」の場合、鑑定料を含めて、おおむね5～13万円程度かかるといわれています。「補助」の場合は鑑定料が必要ありませんので、これよりも安い費用となります。

Q.6 成年後見人等(法定後見)の報酬はどのようになっていますか？

成年後見人等の報酬額は原則として家庭裁判所が決めることになっています。ご本人の財産状況から、支払いきる範囲での額が決定されるので、「お金がないのでこの制度が利用できない」ということはありません。

Q.7 申し立ててから、成年後見人等が決まるまでどのくらいの期間がかかりますか？

おおむね2～3ヶ月かかります。申し立てた後、家庭裁判所が申立人や関係者の調査をし、本人との面接をおこなったりします。「保佐」「後見」では、医師による鑑定も必要となります。

法定後見制度の概要

項目	類型	補助	保佐	後見
要件	判断能力	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が常にかけている状態の方
	具体的な対象者像	例えば、自分の財産を管理したり、処分したりするには、援助が必要な場合がある方など	例えば、自分の財産を管理したり、処分したりするには、常に援助が必要な場合がある方など	例えば、自分の財産を管理したり、処分したりすることが全くできない方など
	鑑定等の要否	診断書など (原則として鑑定は不要)	原則として鑑定が必要	原則として鑑定が必要
開始手続	申し立ての出来る方	本人、配偶者、四親等内 ^(※1) の親族、成年後見人など、任意後見監督人など。 検察官、任意後見受任者、任意後見監督人		
	本人の同意	必要	不要	不要
保護者の名称		補助人	保佐人	成年後見人
同意権・取消権 ^(※3)	付与の範囲	特定の法律行為 (申立ての範囲内) (民法13条1項所定の行為の一部)	民法13条1項の所定行為 ^(※2)	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の審判	必要	不要	不要
	本人の同意	必要	不要	不要
	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人・成年後見人
代理権 ^(※4)	付与の範囲	特定の法律行為 (申立ての範囲内)	特定の法律行為 (申立ての範囲内)	財産に関する全ての法律行為
	付与の審判	必要	必要	不要
	本人の同意	必要	必要	不要
一般的な責務		本人の意思の尊重と本人の心身の状態及び生活の状況に配慮		

(※1) 四親等以内の親族

● 父母、祖父母、子、孫、ひ孫 ● 兄弟姉妹、甥、姪 ● おじ、おば、いとこ ● 配偶者の父母、子、兄弟姉妹

(※2) 民法13条1項の所定行為

借金、訴訟行為、相続の行為や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(※3) 同意権・取消権

成年後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取り消し(無効)にする権限です。(例: 本人が成年後見人の同意なしに行ったりフォーム契約を取り消す)

(※4) 代理権

成年後見人等が本人に代わって法律行為をする権限です。(例: 本人の代理人として、後見人等が福祉サービスの利用契約を行う)

北九州市社会福祉協議会権利擁護・市民後見センターの取組み

成年後見制度

法人後見事業

北九州市社会福祉協議会は、法人として「成年後見人等」になることができます。だれが「成年後見人等」になるのがよいのかは家庭裁判所が決めますが、候補者がいる場合は申立人が申立書の候補者欄に書いておくこともできます。

社会福祉協議会法人後見事業の特色

- 社会福祉協議会は民間の団体ですが、社会福祉法に位置づけられた**公共性・公益性**の高い団体で、さまざまな専門機関とのネットワークを持っています。
- 法人後見事業を担う「**権利擁護・市民後見センター**」には、これまで**地域福祉権利擁護事業**で培ってきた支援のノウハウがあります。
- 法人として後見人等になるので、場合によっては、法人のなかで担当が替わることができ、**長い期間、継続的に支援を続けることができます。**
- 実際に訪問する「**支援員**」は、「**社会貢献型市民後見人養成研修**」の修了生で市民・住民という身近な関係を活かしたきめこまやかな支援をめざしています。
- 相談に対応する「**専門員**」は「社会福祉士」「精神保健福祉士」「看護師」「介護支援専門員」などの**有資格者**です。
- 適正な運営**ができるよう、弁護士、司法書士、医師、社会福祉士など**第三者による「運用委員会」**によって監視されています。
- 対象の方への支援が最適なもの**なのか、弁護士、司法書士、医師、学識経験者、社会福祉士による「**運用委員会**」によっていっしょに考えていきます。
- 法律的な判断を必要とすることから、**所長は弁護士**であり、このほか「**司法書士**」と「**税理士**」が**アドバイザー**として、支援員や専門員の専門的な相談に対応できる仕組みができています。

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

判断能力が不十分であっても、本人に契約する能力がある場合は「地域福祉権利擁護事業」で次のようなサービスが利用できます。

金銭管理サービス

日常的なお金の管理が難しい方に、金銭に関わるもののお手伝いをします。

生活支援サービス

地域で自立し、安定した生活ができるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供や利用状況の確認・定期訪問による見守りを行います。

財産保管サービス

大切な通帳や証書がなくならないよう、金融機関の貸金庫で大切にお預かりします。

法人後見事業(成年後見制度)と地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)のちがい

金銭の管理など、二つの事業内容に共通することもあります。「地域福祉権利擁護事業」は金銭管理が自身では難しい方が利用出来ませんが、法律的な行為はできません。新しく通帳を作ったり、定期預金を解約するなど法的な行為ができるのは「成年後見制度」なのです。「地域福祉権利擁護事業」の利用者で、判断能力が低下してくると「成年後見制度」の利用が必要になることもあります。ご本人の現在の状況で、どちらの制度が、ご本人にあった制度なのかは、権利擁護・市民後見センター「らいと」でいっしょに考えていくことができます。

